

国保だより

平成25年3月31日

第26号

発行 飯山市 民生部

国民健康保険について

国民健康保険は、市町村が保険者となり、被保険者である加入者の皆さんの保険税（料）で医療保険が運営されており、病気にかかったときの負担を助け合い、皆さんの健康生活をささえています。

わが国は、国民がいずれかの医療保険に加入する世界に誇れる皆保険体制となっており、いざというときは必ず保険による診療を受けることができます。



国保税率の改定について

平成25年度に、下記の表のとおり税率を改定させていただき運びとなりました。

	医療分		後期支援分		介護分 (40~64歳のみ該当) (改定なし)
	改定前	改定後	改定前	改定後	
所得割	4.9%	6.0%	2.5%	2.9%	2.2%
資産割	25.3%	23.3%	12.7%	11.7%	5.3%
均等割	10,600円	16,100円	5,300円	8,000円	6,800円
平等割	12,500円	16,800円	6,300円	8,500円	5,800円
賦課限度額	510,000円(改定なし)		140,000円(改定なし)		120,000円

* ~ の合計が、世帯の年税額です。

平成25年4月1日からこの税率が適用・計算され^(注)、7月に納入通知を皆様にお届けし、納付をお願いすることになります。(注)25年度国保税額の確定は24年分所得の確定した7月となります。

飯山市は平成12年以来13年間国保税率を据え置いて運営してきましたが、昨今の厳しい状況により改定せざるを得ない状況となりました。被保険者の皆様には、より多くのご負担をいただくことになり恐縮ですが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以下その状況についてご説明します。

国保会計の状況

1. 収支の状況(平成23年度)

収入

単位:千円

年度	国保税	国県補助	各種交付金	一般会計繰入	基金繰入	繰越金	その他	合計	単年度合計
20	522,800	912,229	786,292	88,465	0	112,578	5,457	2,427,821	2,315,243
21	535,372	804,684	896,644	84,197	20,000	4,099	13,363	2,358,359	2,334,260
22	507,052	678,356	939,341	91,827	30,000	6,965	9,515	2,263,056	2,226,091
23	491,140	831,564	1,001,549	122,977	100,000	7,350	7,907	2,562,487	2,455,137

支出

年度	総務費	保険給付費	各種拠出金	保険事業	その他	合計
20	41,413	1,524,039	814,213	13,485	30,572	2,423,722
21	41,962	1,580,918	697,594	15,027	15,894	2,351,395
22	45,374	1,610,670	569,727	16,586	13,349	2,255,706
23	46,061	1,743,691	721,221	18,912	24,921	2,554,806

収支	単年度収支
4,099	-108,479
6,964	-17,135
7,350	-29,615
7,681	-99,669

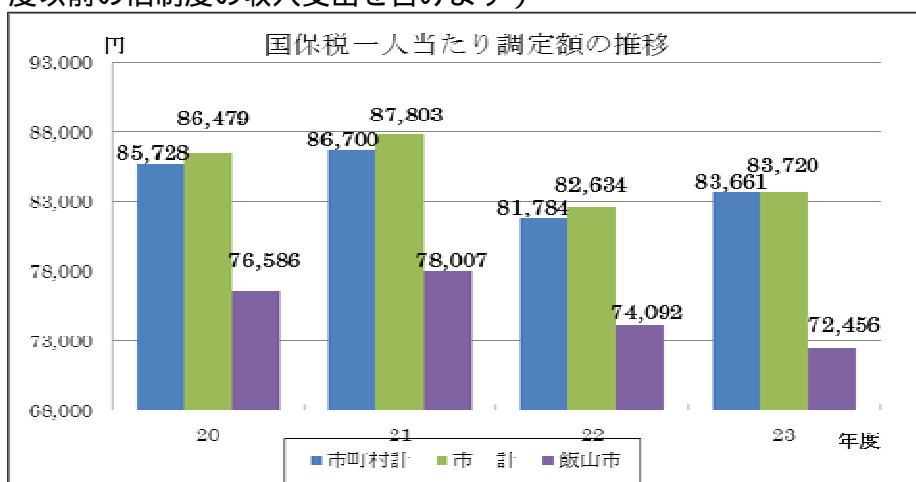
国民健康保険会計は、被保険者の皆さんの医療費の支払いを目的としたもので、市の一般会計とは分離した運営になっています。

主な収入は、皆様に収めていただく国保税(23年度の構成比約19%)、国県の補助金(約34%)や交付金(約39%)などがあり、事務費の一部や保険税の軽減などに対し一般会計からの繰入(約5%)を受けています。一方支出は、皆様が医療にかかるための経費(約68%)、総務費(事務費・約2%)、後期高齢者医療や介護保険への拠出金(約28%)などとなっています。

いまのところ黒字会計ではありますが、収入から「前年度繰越金」と「基金繰入」を除いたその年の単年度収支は、後期高齢者医療制度の開始された平成20年度から赤字に転じており、21年度以降は過去の積み立ての取り崩しによる苦しい運営が続いています。

2. 医療費と国保税

健全な財政運営のためには、医療費と国保税はバランスが取れていなければなりません。しかし長期に渡る不景気で国保税の収入が伸び悩み、医療費の上昇に追いつかないのが現状です。下のグラフにあるとおり、一人当たりの医療費はじりじりと伸び続け、一方で一人当たりの保険税調定額は下がり続けており、慢性的な収入不足・支出超過になっています。(19年度は後期高齢者医療制度以前の旧制度の収入支出を含みます)

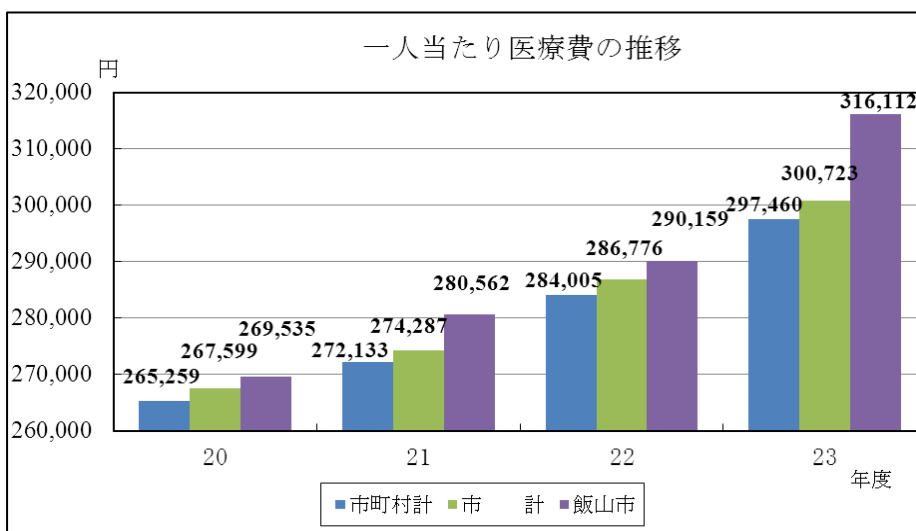


平成23年度

国保税(料)額

単位:円/人

大町市	69,225
飯山市	72,456
佐久市	74,544
伊那市	74,560
小諸市	75,059
須坂市	75,254
千曲市	81,019
東御市	81,050
駒ヶ根市	81,595
茅野市	81,646
長野市	82,195
飯田市	83,867
岡谷市	83,992
中野市	86,110
諏訪市	88,364
上田市	88,746
塩尻市	88,824
安曇野市	90,070
松本市	91,988
平均	81,609



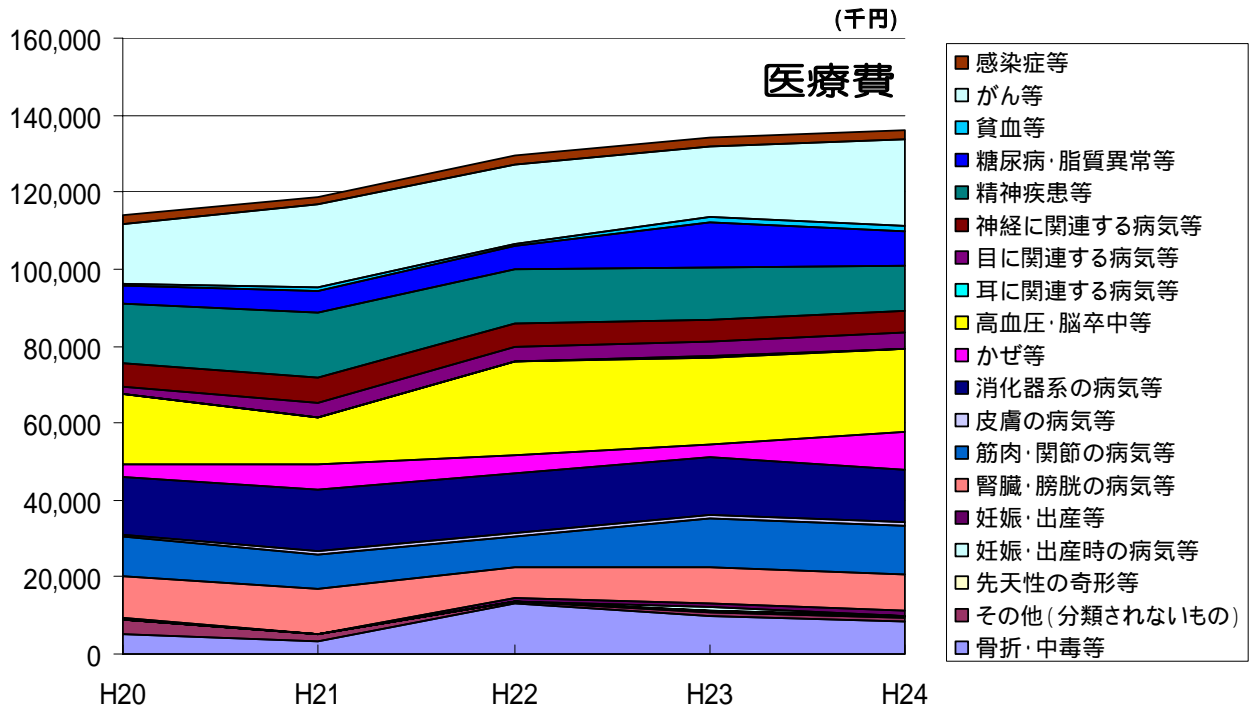
また、飯山市は平成12年の改定以来国保税率を据え置いたために、県内19市の中でも、被保険者一人あたりの負担(国保税)は最も低い部類で、年々増大していく医療費に対し、税収が不足しています。

3. 国保税率改定に向けて

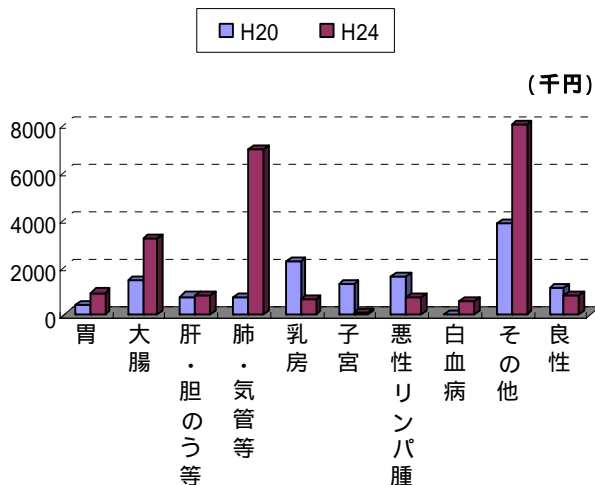
このままでは、被保険者の皆さんが医療を受けた際の支払ができなくなってしまいます。そこで昨年11月から市内の代表者による国保運営協議会において改善策が検討され、今年1月に平成25年度において、税率の改定により1億円程度の増収を図ることと、税率の改定案の答申が出され、3月の市議会で承認されたため、25年度からこの税率が適用されることとなりました。

医療の状況

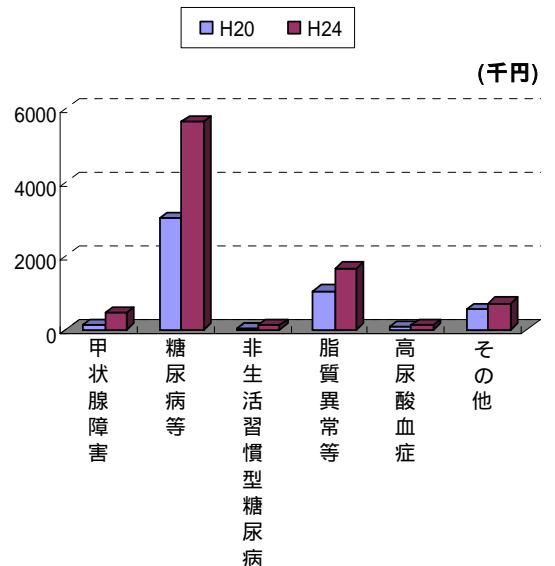
各年5月に医療機関を受診した全ての診療結果から、飯山市の医療費増加の背景を考えてみます。まず、受診した内容により19の疾患に分類された項目ごとに受診件数の推移と医療費の推移を見てみると、受診件数に大きな変動はないものの、医療費は年々増加していることがわかります。その中でも、増加率が最も高い疾患が**がん**となっており、次いで**かぜ等**、**糖尿病・脂質異常等**、**高血圧・脳卒中等**、**筋肉・関節の病気等**となっています。これらのうち糖尿病・脂質異常等、高血圧・脳卒中等は、日常生活習慣の改善などで予防でき、またがんなども含め早期発見・早期治療により医療費は抑えられると考えられます。



どんながんが増えているのでしょうか？



糖尿病が増加しています！



< 増え続ける医療費を抑えるために >

飯山市では年々増加する医療費を抑えるために、病気の予防・早期発見・早期治療に重点を置き事業を進めたいと思います。そこで、平成25年度から市の特定健診の健診料金を**無料**とします。昨年まで受診していただいていた方はもちろん、今まで受診しなかった方はこの機会に是非健診を受けましょう!! また、人間ドックの受診にも補助がありますのでご活用ください。さらに、最も重要なことは、健診受診後の結果に基づいて日頃の生活習慣を振り返ることです。自覚症状ではわからない体の状態を健診結果から読み取り、食生活の改善やこまめに体を動かす等病気の予防に努めましょう。

国民健康保険の給付について

国民健康保険では、被保険者証を提示して医療機関に受診すれば、自己負担は費用額の1～3割となりますが、これ以外にも様々な給付があります。

医療費が高額になったとき（高額療養費）



1か月の医療費の自己負担が、下の表を超えた場合支給されます（保険診療分の支払い金額のみが対象です）。

70歳未満の方の自己負担限度額（計算対象となるのは、21,000円/月/人を超えた支払いのみ）

所得区分	住民税非課税世帯	住民税課税世帯 （一般世帯）	住民税課税世帯 （上位所得世帯）
1～3回目	35,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%
4回目以降	24,600円	44,400円	83,400円

70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	住民税非課税者		住民税課税者	現役並み所得者
	低所得	低所得		
外来（個人単位）	8,000円		12,000円	44,400円
外来 + 入院（世帯単位）	15,000円	24,600円	44,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%

窓口で支払う医療費負担が軽減されます。（限度額適用認定証）

- ・70歳未満の方は、この手続きすることで医療機関などからの請求額が、自己負担限度額までとなります。**（多額なお金を用意し、一時的に立て替えずに済みます）**
- ・国民健康保険税の滞納があったり、所得の申告がない場合には、この制度は利用できません。
- ・70歳以上の場合、高齢受給者証を提示すれば限度額以上の請求がないので、認定証は不要です。（非課税世帯は限度額の減額が受けられるので、ご相談ください）

療養費の支給

次のような場合は、申請手続きにより負担額の7～9割分が給付されます。

- ・保険証を持たずに診療を受けた時 必要なもの 「診療内容の明細書」「領収書」
- ・コルセットなどの補装具を購入した時 必要なもの 「医師の診断書か意見書」
「領収書（購入品目・単価等のわかるもの）」
- ・はり、きゅう、マッサージなどの施術 必要なもの 「医師の同意書」「明細がわかる領収書」

人間ドック受診時の補助金

- ・35歳以上の方が対象です。（国保税が未納の方は申請できません）
- ・特定健診、特定保健指導のために必要な「受診結果の情報」をご提供いただくことが必要です

補助金額	日帰りドック	一泊二日ドック
	15,000円	20,000円
満年齢が35、40、45、50、55、60、65、70歳に達する年度に受診した方は30,000円		

各種軽減・減免について

- ・非自発的理由で退職した場合は国保税の一部が軽減される場合があります。
- ・生活に困窮する世帯には国保税及び医療費の一部負担金減免の制度があります。

これらの給付等を受けるためには、**申請手続きが必要**です。
国民健康保険税の滞納がある、所得状況を未申告、などの場合は保険給付等に制約がかかります。
ここに掲載した内容は給付や制度の全てではありません。詳しい内容はお問い合わせください。

国民健康保険に関するお問い合わせは、市役所市民環境課 国保年金係まで。
62-3111(内153、154) E-mail shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp